

○石田委員長 次に、階猛君。

○階委員 民主党の階猛です。

先ほどの法テラス気仙のお話は、大臣、非常にすばらしい答弁だつたと思います。ぜひそのお気持ちでもつて、被災者の方に寄り添うような法的な支援をお願いしたいと思います。

私は、弁護士時代に犯罪被害者の支援に取り組んでいました。犯罪被害者も津波で被災された方と同じく、ある日突然、何の落ち度もないのに大切な家族を奪われたり、みずからが傷を負つたり、また財産を失つたりと、こういう意味では共通していると思うんですね。私は、犯罪被害者の支援についても、大臣にはぜひ津波の被災者と同じような気持ちで取り組んでいただきたいと思っております。

かきようは、そのような観点から、犯罪被害者にかかること、実はこの後の法案の提案理由の説明で、一般への公開用ではありません。

- ◇ この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
- ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
- ◇ 今後、訂正、削除が行われることとされた発言等、審議の際の引用に当たつては正規の会議録と受け取ることのないようお願いいたします。

明にもかかわることでございますが、こうしたことをお聞きしたいと思います。

まず最初に、今これから提案理由の説明がされると申しましたけれども、要するに、犯罪被害者が刑事裁判に参加するための制度について、より手厚くしましようという法案なんですね。つまり、犯罪被害者の方が刑事裁判に出るときの旅費を支給したり、あるいは、資力が乏しくて、犯罪被害者として弁護人を頼みたいんだけれども頼めない方に、国費で弁護人の費用を賄つてあげよう、こういう仕組みです。この方向性自体は私も異存はないところですけれども、さらに一歩進んだ手当ができないものかということです。

私が日弁連の方からお話を聞いていますと、昨年三月の十五日ですか、立法提言というのが出されて、その中で、いろいろあるんですねけれども、無料の法律相談、これは、資力にかかわらず、まさに先ほどの津波の被災地の話と同じようなことですけれども、こういう制度を設けられないか。

あるいは、今現在日弁連が自分たちのお金で行っている被害者支援の仕組み、これは日弁連がお金を出して法テラスの方で実施している援助事業というものでございます。例えば、被害届の提出であるとか、告訴、告発であるとか、事情聴取同行するとか、犯罪被害者等給付金申請、あるいは加害者側と対話するとか、和解の交渉をするとか、いろいろあるんですが、こういうものについて、弁護士会でお金を出しているけれども、だんだん利用がふえてきて、だんだん厳しくなってきています。

ただ問題は、そこから先、もつと手厚くせよと、いうのは、つまりそれは国費で何とかできる仕組みはできないかというお問い合わせだと思いますが、結局ここは、最終的には、どういうところに国費

言があつたわけです。

私も、被害者の置かれた立場を考えると、こういう手厚いことをぜひやるべきだと思つております。

今、日弁連でやつているようなこうした援助事業、あるいは、先ほど申し上げたのはその前提となる無料の法律相談、こういったものを国費でやるべきではないかと思うんですが、この点について大臣の御所見をお願いします。

○谷垣国務大臣 犯罪被害を受けられた方々に対して、弁護士によって必要な法的支援が行われる、これは極めて大事なことだと私も思います。

今、階委員がおっしゃいましたように、法テラスでは、被害者参加人のための国選弁護制度あるいは民事法律扶助制度、これを活用するなどして犯罪被害者援助を実施しているほかに、第二次の犯罪被害者基本計画というのをつくつていただきまして、それで被害者参加人に対する旅費等の支給などの対応を行う、これはこの後また法律で出させていただくわけですが、検討しているわけでござります。

そこで、日弁連の委託事業、つまり、そういう法制度で国がバックアップできないものに対して、日弁連が委託事業という形で日弁連の負担でやつていただいているのがあるわけです。これは非常にありがたいお取り組みだと私も思います。

ただ問題は、そこから先、もつと手厚くせよと、いうのは、つまりそれは国費で何とかできる仕組みはできないかというお問い合わせだと思いますが、結局ここは、最終的には、どういうところに国費

をもつてやつていくのか、どういう弁護士活動に對して国費支出の対象とするのかという議論をしていかないといけないわけですね。そうしますと、結局、合理的な国民負担であるのかどうかという観点から、制度全体として整理していかなきやい不可以ない。また、私の立場からしますと、それはやはり、財務省と予算の折衝をしてとれるかどうかという問題にもなつてくるわけでございます。

だから、これは現在の制度全体を見なきやお答えが出せませんし、それから今の厳しい財政事情も考えなきやいけない、非常にお答えがしづらいところでございます。そういうふた検討を踏まえないとお答えができるにいくということを申し上げた

いと、お答えができます。そういうふた検討を踏まえないとお答えができるにいくということを申し上げた

いとお答えができます。そういうふた検討を踏まえないとお答えができるにいくということを申し上げた

いとお答えができます。そういうふた検討を踏まえないとお答えができるにいくということを申し上げた

○階委員 大臣の先ほどの津波で被災された方への思いからすると、当然、犯罪の被害者で不幸な目に遭つた人に対しても、何かしなくてはという思いもおりだと思いますよ。

例えれば、せめて無料の法律相談ぐらいはしてあげて、その中で、先ほど心のケアとおつしやられましたけれども、法的に何か問題があるかどうかわからないけれども、まず一回ちょっと寄り添つてあげる、これぐらいはしてあげてもいいんじやないかなと思うんですが、その点だけお願ひします。

○谷垣国務大臣 確かに、そういう寄り添いという気持ちを法律家が持ち、そのための制度を整えていこうということは私は大事なことだと思います。ただ、やはり、そういう制度をどう整えていく

かという観点に立ちますと、全体の財政状況等も見ながらやつていかなきやならない、そういうことだらうと思います。

○階委員 この点については、この後の法案の中身を吟味させていただいて、必要があれば、理事とも協議して、我々の方で修正の案なども出させていただければと思つております。

次のテーマに移りますが、平成二十二年に施行された法案で、私どもの政権のときにやつたことですけれども、重大な法律については時効を撤廃する、あるいは延長するという中身でございまし

た。

お配りしている資料の二というカラーのものをごらんになつていただければと思うんですが、そもそもなぜ、重大犯罪、殺人等の凶悪な犯罪について、公訴時効、事件から一定期間たつと刑事罰を問えなくなるか。当時、私も犯罪被害者の方から御意見を聞きました。特に、世田谷一家五人殺人事件というまだ未解決の事件があります。（谷垣国務大臣「宮沢さんね」と呼ぶ）ええ。その遺族の方からもお話を聞きました。

公訴時効というのは、よく言われるのは、このペーパー、資料二の右上の方に趣旨というのが書いてありますけれども、時間の経過による有罪、無罪の証拠の散逸であるとか、時間の経過による

思いがする。例えば、処罰要求の希薄化であるんですが、被害者の方にとつてみると、事件のときから時間がとまつたまで、そのときの感情は未來永劫引きずるものなんです。その中で、刑事事件としては一定時間が過ぎると責任を問えなくなるというのは到底納得できない、そういうようなお話を。本当に我々も心に響いて、政権担当當時に法を改正させていただきました。

そこでお尋ねしたいんですが、この法案の中で幾つか附帯決議があります。大変汚くて恐縮なんですが、次の資料三というのをごらんになつてください。

例えれば、この附帯決議、手書きで、右側の方ですけれども、漢数字の四番のところに、「性犯罪やひき逃げ事案等、人を死亡させた犯罪以外の犯罪についても、事案の実態や犯罪被害者等を含めた国民の意識を十分に踏まえつつ、公訴時効を含めた処罰の在り方について更に検討」ということで、前回の法案、平成二十二年の法案ではこういふた犯罪については手がつけられなかつた。

ところが、やはり、性犯罪、特に子供が被害者となる性犯罪については、世界的には、これは、時効を撤廃したり、あるいは、成人に達するまで時効期間を停止したりというのが潮流なんだそうですね。また、そうしなければ、犯罪被害に遭つた方は、当初はなかなか言い出せなくて、時間がたつてから処罰を求めるといつたときに、時効が成立して対応できないということもあるというところから、私は、この四番目の附帯決議、こうした事件についても時効を延長すべきだと思つて

います。

この点についての検討状況について、大臣の方からお聞かせいただけますか。

○谷垣国務大臣 今、四番目の項目について、性犯罪についておつしやいました。

まず、そこから申し上げますと、性犯罪につい

て、これは、今のような附帯決議の御指摘もありますのと同時に、男女共同参画の観点からも、性犯罪に対してどう取り組んでいくかをきちっと検討せよという宿題を私ども負つております。どちらの方は、平成二十七年度末までに何らかの結論を出せという御指摘を男女共同参画の方のプロジェクトからいただいているところでございます。切られておりますので、検討を当然今しているところでございます。

その検討をしていく上での視点を若干申し上げますと、公訴時効期間というのを、もう委員御承知のとおり、法定刑がどのぐらいかということによってそれぞれの長短が定められているわけですね。したがつて、公訴時効をどうしていくかということは、同時に、一体どのぐらいの重みのある刑として処罰規定を、つまり、処罰規定のあり方とセットで見直さないとなかなか適切な解決がないということじやないかと認識しております。ですから、公訴時効という観点だけではなく、犯罪の類型とか、それから実体法のあり方というのもあわせて考えなきやいかぬ、こういう観点から検討しております。それから、公訴時効のあり方につきましては、

確かに、さつき御指摘のような三点が通常言われております。時間がたつと証拠や何かもどこかに散逸してしまうじやないか、長い間にやはり被害感情も和らぐのではないか、それから事実も重んじなきやならない、こう通常言われているところでございます。

しかし、さらに根本に考えていけば、今おつしやいましたね、私、ちょっとと言い過ぎかもしれないが、やはり検察官は被害者の感情も踏まえて物事を処理するということを考えていかなければ事件処理は適切に行われないんだと思います。もちろん、報復感情だけでやつていいというわけじやありません。しかし、やはり犯罪をきちっと解決していくことが世の中の治安の安全感とかいうものにつながつてくる。

そういうことを踏まえて、尻も区切られておりますので、検討してまいりたいと思つております。○階委員 時間がもう切れそうなので、最後に申し上げます。

二十七年度というのは若干ちょっと遅いかなと思いますので、までにですから、なるべく早くお願いしたいのと、もう一つは、きのう法務省の方にお聞きすると、この時効撤廃法案が通った後、従来であれば時効にかかっていた犯罪がどれぐらいい検挙に至つているのかということをお尋ねしたことろ、把握していないうことだつたんですね。これから時効制度をどうするかということを考える上でも、また、遺族の方々の希望というか、それを実感していただくためにも、これはちゃんと検証すべきだと思つております。そこだけ、ち

よつとお願ひします。

○谷垣国務大臣 把握していないと事務方が先生

にお答えしたかどうか、ちょっと私、十分報告は聞いておりませんでしたが、把握していないとい

うのは、私の聞いている報告では、ちょっと行き過ぎなんじやないかと思います。検察庁の方から

過ぎなんじやないかと思います。ただ、網羅的に全部そういうものを集積しているかどうかと言わると、必ずしもそうなつていな

いのかもしれません。

それから、現実に、公訴時効が廃止されたことによって検挙することが可能になつた事例も出ておりまして、平成二十五年二月、津の地検が公訴を提起した強盗殺人事件、これはかなり前の事件、平成九年四月の事件発生でございますが、公訴時効を廃止したことによって公訴ができた事案が生じております。

○階委員 ありがとうございます。ぜひ、そういう情報もどんどん発信してください。  
ありがとうございました。